

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 調達番号 | 核物 001 |
| (2) 請負件名 | 福島県浜通り地区環境放射線研修会旅行手配委託業務 1式
(仕様書のとおり) |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8年10月30日まで |
| (4) 請負場所 | 福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡双葉町、福島県相馬郡飯舘村及び
その周辺地域 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 旅行業法において、第1種旅行業者、第2種旅行業者又は第3種旅行業者として登録されていることを証明した者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書及び見積参加資格の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
- 〒567-0047 茨木市美穂ヶ丘10番1号
- 国立大学法人大阪大学 核物理研究センター 研究協力係
- 電話06-6879-8904
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
- 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積参加資格を証明する書類(上記2)及び見積書提出期限
- 令和8年7月21日 12時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕様書

1. 請負の表示 福島県浜通り地区環境放射線研修会旅行手配委託業務 1式
2. 請負の概要 受注者は、福島県浜通り地区にて実施する「環境放射線研修会」における旅行行程の手配全般業務並びにそれに付随する業務を行うものとする。
3. 請負期間 請負期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。
4. 請負の内容
 - 1) 実施期間
第1回行程 令和8年8月23日（日）から令和8年8月28日（金）まで
第2回行程 令和8年9月7日（月）から令和8年9月12日（土）まで
 - 2) 実施人数
第1回
①大熊班：大熊町を拠点とするグループ（最大約40名）
②飯舘班：飯舘村を拠点とするグループ（最大約40名）
第2回
①双葉班：双葉町を拠点とするグループ（最大約40名）
②飯舘班：飯舘村を拠点とするグループ（最大約40名）
 - 3) 業務要件
以下の内容について、別紙日程予定表に基づき手配を行うこと。

【宿泊先の手配】
① 第1回大熊班、第2回双葉班が宿泊する、双葉町内の宿泊施設を手配すること。
② 部屋タイプはシングルとし、宿泊料金は1人1泊8,000円（朝夕食除く、税金・サービス料込）程度とすること。
③ 5泊6日の研修期間を通じそれぞれ同一の宿泊施設を手配すること。
④ 5泊未満の利用者が発生した場合は、各日日割りにて請求すること。
①～③については、現地の予約状況等により本学担当者と協議の上、変更できるものとする。

【貸切バスの手配】
① 第1回、第2回行程の各班それぞれにおいて、約50人が乗車できる貸切大型バスを1台ずつ手配すること。（添乗員は不要）
② バスは、宿泊先と日々の目的地への移動、宿泊先への送迎、最終日の宿泊先から解散場所（仙台空港及び近隣の鉄道駅など）への送迎のために利用するものとする。

③ 日々の目的地等における路程、待機場所等については、詳細日程に沿って検討すること。
④ 手配するバス会社は、一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所であること。
見積書提出時に、登録事業所であることを証明する書類を提出すること。
⑤ バス会社の発行する、運送引受書を提出すること。
⑥ 使用するバスは、「自動車運送事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）」であること。

⑦ 帰還困難区域入域等に際し、発注者よりバス車両・運転手情報等の提供を求められた場合は誠実に対応すること。
⑧ 乗務員に付随する費用（宿泊料など）については、貸切バス代金に含めること。
⑨ 現地で発生した有料道路通行料及び駐車場料金については、その詳細を提示することで別途本学に実費請求できるものとする。
 - 4) その他
① 受注者は、参加人数の増減、班体制および旅行行程の変更等に対応すること。
② 受注者は、本学の都合により発生する取消手数料、変更手数料、及び見積書との差額等について、本学に請求するものとし、また返金が生じたときは速やかに精算するものとする。
③ 本業務は受注型企画旅行とし、特別補償を付与すること。
④ 本仕様書に記載のない事項については、本学担当者と協議を行うものとする。

見 積 書

調達番号： 核物 001

調達件名： 福島県浜通り地区環境放射線研修会旅行手配委託業務 1式

見積金額：

項目名	予定件数	単価	金額
第1回 大熊班 1名1室（5泊6日）	40		
第2回 双葉班 1名1室（5泊6日）	40		
第1回 大熊班 貸切大型バス1式 （手数料含む）	1		
第1回 飯館班 貸切大型バス1式 （手数料含む）	1		
第2回 双葉班 貸切大型バス1式 （手数料含む）	1		
第2回 飯館班 貸切大型バス1式 （手数料含む）	1		
ホテル1室あたり 企画手数料	80		

国立大学法人大阪大学が定めた仕様書及び製造請負契約基準を熟知し、公募型見積
合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

[印]

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 （案）

請負の表示 福島県浜通り地区環境放射線研修会旅行手配委託業務 1式

請負代金額 別紙内訳書のとおり

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 核物理研究センター長 中野 貴志 と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、受注者が別途指示する場所において、これをするものとする。
- 第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書またはこれに準ずる書類を、国立大学法人大阪大学核物理研究センター研究協力係に送付するものとする。
- 第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 大阪府茨木市美穂ヶ丘10番1号
国立大学法人大阪大学
核物理研究センター長 中野 貴志

受 注 者 〔住 所〕
〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕

(別紙内訳書)

(単位：円)

項目名	予定件数	単価	消費税額及び 地方消費税額	契約単価
第1回 大熊班 1名1室(5泊6日)	40			
第2回 双葉班 1名1室(5泊6日)	40			
第1回 大熊班 貸切大型バス1式 (手数料含む)	1			
第1回 飯舘班 貸切大型バス1式 (手数料含む)	1			
第2回 双葉班 貸切大型バス1式 (手数料含む)	1			
第2回 飯舘班 貸切大型バス1式 (手数料含む)	1			
ホテル1室あたり 企画手数料	80			

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。

個人情報取扱の特記事項

- (基本的事項)
- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (秘密保持)
- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (保管及び搬送)
- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- (再委託の禁止)
- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- (契約目的以外の利用等の禁止)
- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (複写及び複製の禁止)
- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。
- (事故発生時の報告義務)
- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (個人情報の返還等)
- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。
- (適正な管理)
- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。
- (違反した場合の措置等)
- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。